

改正案

（登録申請書のその他記載事項）

第二条 法第二十八条の二第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三（略）

第四条 法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第三十二条第五項に規定する親法人等（以下「親法人等」という。）、同条第六項に規定する子法人等（以下「子法人等」という。）、法第五十九条第一項に規定する持株会社（以下「持株会社」という。）、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第二項に規定する関係会社その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社（以下「関係会社」という。）の状況として、次に掲げるもの（持株会社の状況にあつては、第一号に掲げるもの）とする。

- 一（略）
- 二 資本金の額又は出資の総額
- 三 五（略）

第五条 法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 三（略）
- 四 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十六条第一項第二号において同じ。）及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十六条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役、監査役又は執行役が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役、監査役又は執行役が誓約する書面

現行

（登録申請書のその他記載事項）

第二条 法第二十八条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三（略）

第四条 法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第三十二条第五項に規定する親法人等（以下「親法人等」という。）、同条第六項に規定する子法人等（以下「子法人等」という。）、法第五十九条第一項に規定する持株会社（以下「持株会社」という。）、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第二項に規定する関係会社その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社（以下「関係会社」という。）の状況として、次に掲げるもの（持株会社の状況にあつては、第一号に掲げるもの）とする。

- 一（略）
- 二 資本金の額又は出資の総額
- 三 五（略）

第五条 法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 三（略）
- 四 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十六条第一項第二号において同じ。）及び監査役（株式会社の場合、監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十六条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役に取締役、執行役又は監査役が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）並びに会計参与が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

六・七 (略)

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）
第七条の三 法第二十八条の四第二項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一〜二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一相当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

四 (略)

(削る)

五・六 (略)

(兼職の届出の手続等)

第十四条 証券会社の取締役又は執行役員は、法第三十二条第四項の規定により届出をする場合（他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この条において同じ。）、監査役又は執行役員を退任した場合を除く。）においては、次に掲げる事項を記載した兼職届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

該当しない者であることを当該取締役、執行役員又は監査役が誓約する書面
(新設)

五・六 (略)

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）
第七条の三 法第二十八条の四第二項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一〜二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一相当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が同法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

四 (略)

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る議決権

六・七 (略)

(兼職の届出の手続等)

第十四条 証券会社の取締役又は執行役員は、法第三十二条第四項の規定により届出をする場合（他の会社の取締役、執行役員又は監査役を退任した場合を除く。）においては、次に掲げる事項を記載した兼職届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2 (略)

3 証券会社の取締役又は執行役は、法第三十二条第四項の規定により兼職をする会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役を退任した旨の届出をする場合においては、次に掲げる事項を記載した兼職退任届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(親法人等から除く者)

第十五条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者から除かれる内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 専ら当該証券会社又は当該証券会社及び当該証券会社の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務(発行者又は顧客の非公開情報(証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)第十二条第一項第七号に規定する発行者又は顧客に関する非公開情報をいう。第十八条において同じ。)に関連する業務を除く。)を行っていること(第一号に該当する場合を除く。)

(親法人等となる者)

第十六条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体(以下この条及び第十九条において「法人等」という。)であつて、当該法人等及び次の各号に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一 当該法人等の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十九条第一項第一号において同じ。)、監査役又は執行役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下この条及び第十九条第三項において同じ。)及びその親族(配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。第十九条において同じ。)

二・三 (略)

2・3 (略)

一〇四 (略)

2 (略)

3 証券会社の取締役又は執行役は、法第三十二条第四項の規定により兼職をする会社の取締役、執行役又は監査役を退任した旨の届出をする場合においては、次に掲げる事項を記載した兼職退任届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(親法人等から除く者)

第十五条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者から除かれる内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 専ら当該証券会社又は当該証券会社及び当該証券会社の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務(発行者又は顧客の非公開情報(証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)第十二条第七号に規定する発行者又は顧客に関する非公開情報をいう。第十八条において同じ。)に関連する業務を除く。)を行っていること(第一号に該当する場合を除く。)

(親法人等となる者)

第十六条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体(以下この条及び第十九条において「法人等」という。)であつて、当該法人等及び次の各号に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一 当該法人等の役員(取締役、執行役又は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下この条及び第十九条第三項において同じ。)及びその親族(配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。第十九条において同じ。)

二・三 (略)

2・3 (略)

(令第十五条の四に規定する議決権の保有の判定)

第十七条 令第十五条の四第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する役員(法人であるものに限る。以下この項及び第三項において同じ。)及び株主(法人その他の団体であるものに限る。)、同号ニに規定する他の法人等及びその役員、同条第二項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する役員並びに同号ニに規定する他の法人等及びその役員に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人(仮設人を含む。以下この条、第二十条第一項及び第四十七条において同じ。)の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

2 令第十五条の四第一項第一号ロに規定する役員(法人でないものに限る。以下この項及び第四項において同じ。)及び株主(法人その他の団体でないものに限る。)、同号ハに掲げる者、同号ニに規定する役員、同条第二項第一号ロに規定する役員、同号ハに掲げる者並びに同号ニに規定する役員の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が「会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき取得していた株式以外のものを取得したときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得した株式を信託された者が所有する当該株式(当該信託された者が当該株式について第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。)

3 令第十五条の四第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する役員及び出資者(法人その他の団体であるものに限る。)、同号ニに規定する他の法人等及びその役員、同条第二項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する役員並びに同号ニに規定する他の法人等及びその役員の出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人の名義によって所有する出資及び次に掲げる場合における出資に係る議決権を含むものとする。

一・二 (略)

(令第十五条の四に規定する議決権の保有の判定)

第十七条 令第十五条の四第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する株主(法人その他の団体であるものに限る。)、同号ニに規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号ニに規定する法人等の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人(仮設人を含む。以下この条、第二十条第一項及び第四十七条において同じ。)の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

2 令第十五条の四第一項第一号ロに規定する役員及び株主(法人その他の団体でないものに限る。)、同号ハに掲げる者、同号ニに規定する役員、同条第二項第一号ロに規定する役員、同号ハに掲げる者並びに同号ニに規定する役員の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條第一項又は第二百一十一條ノ三第一項(第一号を除く。)の規定に基づき買付けていた株式以外のものを買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得した株式を信託された者が所有する当該株式(当該信託された者が当該株式について第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。)

3 令第十五条の四第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する出資者(法人その他の団体であるものに限る。)、同号ニに規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号ニに規定する法人等の出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人の名義によって所有する出資及び次に掲げる場合における出資に係る議決権を含むものとする。

一・二 (略)

(子法人等となる者)

第十九条 証券会社によって経営が支配されているものとして令第十五条の四第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人等であつて、当該証券会社及び次の各号に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

- 一 当該証券会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。）及びその親族
- 二・三 (略)

2・3 (略)

(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

第二十一条 法第三十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次のイからハまでに掲げるものであつて、当該有価証券の解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保としてその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭で、かつ、当該顧客へ貸し付ける金額が当該投資信託の受益証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの
- イ・ロ (略)
- ハ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）第五十九条第一項第二号に規定する公社債投資信託であつて、イの(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(その他業務)

第二十五条 法第三十四条第二項第九号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〜五 (略)

六 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（令第一条の三の二第二項第二号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理に係る業務

(子法人等となる者)

第十九条 証券会社によって経営が支配されているものとして令第十五条の四第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人等であつて、当該証券会社及び次の各号に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

- 一 当該証券会社の役員（取締役、執行役又は監査役をいう。）及びその親族
- 二・三 (略)

2・3 (略)

(保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け)

第二十一条 法第三十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次のイからハまでに掲げるものであつて、当該有価証券の解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保としてその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭で、かつ、当該顧客へ貸し付ける金額が当該投資信託の受益証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの
- イ・ロ (略)
- ハ 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）第五十九条第一項第二号に規定する公社債投資信託であつて、イの(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(その他業務)

第二十五条 法第三十四条第二項第九号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〜五 (略)

六 商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（令第一条の三の二第二項第二号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理に係る業務

務

七〇十四 (略)

十五 国民年金基金連合会から確定拠出年金法第六十一条第一項の規定による委託を受けて同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事務(同項第五号に掲げる事務にあつては、同法第七十三条において準用する同法第二十二条の措置に関する事務又は同法第二条第三項に規定する個人型年金に係る届出の受理に関する事務に限る。)を行う業務
十六〇十八 (略)

(取引報告書の記載事項等)

第三十条

1〇5 (略)

6 第二十九条の二第二項(第三号、第四号ロ及び第五号を除く。)の規定は、第三項の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、第二十九条の二第二項第四号中「に掲げられた取引を最後に行つた日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。

7〇9 (略)

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十三条 法第四十九条第二項の規定により証券会社は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 別紙様式第三号により作成した関係会社に関する報告書 毎事業年度経過後四月以内
- 二 別紙様式第四号により作成した国際業務に関する報告書 毎事業年度経過後四月以内

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〇ハ (略)

二 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
ヘ 〇九 (略)

七〇十四 (略)

十五 国民年金基金連合会から確定拠出年金法第六十一条第一項の規定による委託を受けて同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事務(第五号に掲げる事務にあつては、同法第七十三条において準用する同法第二十二条の措置に関する事務又は同法第二条第三項に規定する個人型年金に係る届出の受理に関する事務に限る。)を行う業務
十六〇十八 (略)

(取引報告書の記載事項等)

第三十条

1〇5 (略)

6 第二十九条の二第二項(第三号、第四号ロ及び第五号を除く。)の規定は、本条第三項の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、第二十九条の二第二項第四号中「に掲げられた取引を最後に行つた日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。

7〇9 (略)

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十三条 法第四十九条第二項の規定により証券会社は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 別紙様式第三号により作成した関係会社に関する報告書 毎事業年度経過後四月以内
- 二 別紙様式第四号により作成した国際業務に関する報告書 毎事業年度経過後四月以内

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〇ハ (略)

二 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 〇九 (略)

二 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における業務の概要

ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 資本金の額及び発行済株式の総数

(5)～(9) (略)

(10) 各事業年度終了の日における法第五十二条第一項に規定する自己資本規制比率（以下「自己資本規制比率」という。）

(11) 各事業年度終了の日における使用人の総数及び外務員（法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）の総数

三 証券会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株

主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）

ロ 各事業年度終了の日における次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

ハ イに掲げる書類について会社法第三百九十六条第一項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

二 (略)

四・五 (略)

(証券取引責任準備金)

第三十五条 法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイからホまでに掲げる金額の合計額

イ 各事業年度における売買等に係る株式数（有価証券の売買及び売買の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）並びに取引所有価証券市場における売買の委託の取次ぎに係る株式の数をいう。以下この条において同じ。）を二銭に乘じて算出した金額

ロ 当該事業年度において受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託を含む。以下この条において同じ。）をした株式に係る有価証券指数等先物取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）の総取引契約金額の万分の〇・〇〇六に相当する金額

ハ 当該事業年度において受託をした株式に係る有価証券オプション取引（外国市場証券

二 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の営業年度における業務の概要

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 資本金の額及び発行済株式の総数

(5)～(9) (略)

(10) 各営業年度終了の日における法第五十二条第一項に規定する自己資本規制比率（以下「自己資本規制比率」という。）

(11) 各営業年度終了の日における使用人の総数及び外務員（法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）の総数

三 証券会社の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ 各営業年度終了の日における次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

ハ イに掲げる書類について商法特例法第二条の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

二 (略)

四・五 (略)

(証券取引責任準備金)

第三十五条 法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイからホまでに掲げる金額の合計額

イ 各営業年度における売買等に係る株式数（有価証券の売買及び売買の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）並びに取引所有価証券市場における売買の委託の取次ぎに係る株式の数をいう。以下この条において同じ。）を二銭に乘じて算出した金額

ロ 当該営業年度において受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託を含む。以下この条において同じ。）をした株式に係る有価証券指数等先物取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）の総取引契約金額の万分の〇・〇〇六に相当する金額

ハ 当該営業年度において受託をした株式に係る有価証券オプション取引（外国市場証券

先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 当該事業年度において受託をした債券に係る有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ホ 当該事業年度において受託をした債券に係る有価証券オプション取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 次のイからホまでに掲げる金額の合計額からへに掲げる金額を控除した金額

イ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち売買等に係る株式数の最も多い事業年度における当該株式数を八錢に乗じて算出した金額

ロ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託をした株式に係る有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇二四に相当する金額

ハ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託をした株式に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の一・二に相当する金額

ニ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託をした債券に係る有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇〇六四に相当する金額

ホ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託をした債券に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の一・二に相当する金額

へ (略)

(証券取引責任準備金の使用の承認)

第三十六条 証券会社が、事業年度終了の日に既に積み立てられている証券取引責任準備金のうち前条第二号イからホまでに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずし、これを損益計算書の科目の特別利益に計上するときは、法第五十一条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(届出事項)

先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 当該営業年度において受託をした債券に係る有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ホ 当該営業年度において受託をした債券に係る有価証券オプション取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 次のイからホまでに掲げる金額の合計額からへに掲げる金額を控除した金額

イ 各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち売買等に係る株式数の最も多い営業年度における当該株式数を八錢に乗じて算出した金額

ロ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした株式に係る有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い営業年度における当該金額の万分の〇・〇二四に相当する金額

ハ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした株式に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い営業年度における当該合計額の万分の一・二に相当する金額

ニ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした債券に係る有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い営業年度における当該金額の万分の〇・〇〇六四に相当する金額

ホ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした債券に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い営業年度における当該合計額の万分の一・二に相当する金額

へ (略)

(証券取引責任準備金の使用の承認)

第三十六条 証券会社が、営業年度終了の日に既に積み立てられている証券取引責任準備金のうち前条第二号イからホまでに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずし、これを損益計算書の科目の特別利益に計上するときは、法第五十一条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(届出事項)

第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
 - 二 取締役、会計参与、監査役又は執行役が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合
 - 三 純財産額が資本の額に満たなくなった場合
 - 三の二、四の二 (略)
 - 五 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合
 - 六・七 (略)
 - 八 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。)又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。)があったことを知った場合(事故等が証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条第一号から第四号までに掲げる行為で過失による場合は除く。次号において同じ。)
- 九、十六 (略)
- 2 (略)

(法第七十九条の二第七号に規定する上場株券等)
 第五十九条の二 法第七十九条の二第七号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一、三 (略)
- 四、七 (略)

別表第一 (第十一条関係)		
届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	(略)	一 (略) 二 株主総会の議事録(会社)

第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
 - 二 取締役、執行役又は監査役が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合
 - 三 純財産額が資本の額に満たなくなった場合
 - 三の二、四の二 (略)
 - 五 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合
 - 六・七 (略)
 - 八 役員又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。)があったことを知った場合(事故等が証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条第一号から第四号までに掲げる行為で過失による場合は除く。次号において同じ。)
- 九、十六 (略)
- 2 (略)

(法第七十九条の二第七号に規定する上場株券等)
 第五十九条の二 法第七十九条の二第七号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一、三 (略)
- 四 新株引受権証書
- 五、八 (略)

別表第一 (第十一条関係)		
届出事項	記載事項	添付書類
商号の変更	(略)	一 (略) 二 株主総会の議事録

<p>取締役、会計参与、監査役又は執行役の変更</p>	<p>資本金の額の変更</p>	
<p>一 変更があった取締役、会計参与、監査役又は執行役の氏名又は名称 二 (略)</p>	<p>一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三 五 (略)</p>	
	<p>一 (略) 二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 三 資本金の額の変更による純財産額及び自己資本規制比率の変動を記載した書面</p>	<p>法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面</p>

<p>取締役、執行役又は監査役の変更</p>	<p>資本金の額の変更</p>	
<p>一 変更があった取締役、執行役又は監査役の氏名 二 (略)</p>	<p>一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三 五 (略)</p>	
<p>一 (略) 二 履歴書（以下新任の場合のみ。） 三 住民票の抄本又はこれに代わる書面 四 (略)</p>	<p>一 (略) 二 株主総会の議事録（株主総会の議決を必要としない場合は、取締役会の議事録（委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があつたことを証する書面。以下この表において同じ。） 三 資本金の額の変更による純財産額及び自己資本規制比率の変動を記載した書面</p>	

(略)	(略)	(略)	投資者保護基金又は証券業協会若しくは証券取引所に加入したとき	(略)	(略)	四 (略)
(略)	(略)	(略)	加入する投資者保護基金又は証券業協会若しくは証券取引所の変更	(略)	取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面	

別表第五 (第四十六条第二項関係)

(略)	(略)	(略)	届出事項	(略)	(略)	添付書類
(略)	(略)	(略)	他の会社と合併したとき	(略)	(略)	一 合併契約の内容を記載した書面 二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 三 当事者の最近の貸借対照表(関連する注記を含む。)

(略)	(略)	(略)	投資者保護基金又は証券業協会若しくは証券取引所に加入したとき	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	加入する投資者保護基金又は証券業協会若しくは証券取引所の変更	(略)	取締役会の議事録	

別表第五 (第四十六条第二項関係)

(略)	(略)	(略)	届出事項	(略)	(略)	添付書類
(略)	(略)	(略)	他の会社と合併したとき	(略)	(略)	一 合併の契約書 二 株主総会の議事録 三 当事者の最近の貸借対照表 四、六 (略)

	(略)		分割により事業の全部又は一部を承継したとき	一・二 (略) 三 承継した事業の内容 四 (略)	以下同じ。 四 四〇六 (略)
	(略)		他の会社から事業の全部又は一部を譲り受けたとき	一・二 (略) 三 譲り受けた事業の内容 四 (略)	一 吸収分割契約の内容を記載した書面 二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 三〇五 (略)
	(略)		他の会社から事業の全部又は一部を譲り受けたとき	一・二 (略) 三 譲り受けた事業の内容 四 (略)	一 事業の譲り受けの契約書 二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 三 (略) 四 事業の譲り受け後の純財産額、自己資本規制比率を記載した書面 五 事業の譲り受けの手続きを記載した書面
	(略)	一 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを			

	(略)		分割により営業の全部又は一部を承継したとき	一・二 (略) 三 承継した営業の内容 四 (略)	一 分割契約書 二 株主総会の議事録 三〇五 (略)
	(略)		他の会社から営業の全部又は一部を譲り受けたとき	一・二 (略) 三 譲り受けた営業の内容 四 (略)	一 営業の譲り受けの契約書 二 株主総会の議事録(営業の一部を譲り受けるときは取締役会の議事録(委員会等設置会社において、商法特例法第二十一条の七第三項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があったときは、当該取締役会の議事録及び当該決定があったことを証する書面) 三 (略) 四 営業の譲り受け後の純財産額、自己資本規制比率を記載した書面 五 営業の譲り受けの手続きを記載した書面
	(略)	その総株主の議決権(法第五			一 株主総会の議事録(合併の際は契約書も添付する。)

	(略)	<p>十四条第一項 第四号に規定 する総株主の 議決権をいう。 以下この項に おいて同じ。)</p> <p>の過半数を保 有している銀 行、協同組織金 融機関その他 政令で定める 金融機関、外国 においてこれ らの者が営む 業務と同種類 の業務を営む 会社、証券業を 営む外国の会 社その他内閣 府令で定める 会社について 当該会社が合 併し、解散し、 又は業務の全 部を廃止した とき</p>
一 破産手続 開始、再生手 続	(略)	
一 破産手続開始、再生手続 開始又は更生手続開始の申 請	(略)	<p>証する書面（合併の際は契 約書も添付する。） 二・三（略）</p>

破産手続開始、 再生手続開始、	(略)	<p>十四条第一項 第四号に規定 する総株主の 議決権をいう。 以下この項に おいて同じ。)</p> <p>の過半数を保 有している銀 行、協同組織金 融機関その他 政令で定める 金融機関、外国 においてこれ らの者が営む 業務と同種類 の業務を営む 会社、証券業を 営む外国の会 社その他内閣 府令で定める 会社について 当該会社が合 併し、解散し、 又は業務の全 部を廃止した とき</p>
一 破産手続 開始、再生 手続	(略)	
一 破産手続開始、再生手続 開始、更生手続開始又は整 頓手続開始	(略)	<p>二・三（略）</p>

<p>又は更生手続開始の申立てを行ったとき</p>	<p>法第二十八条の四第一項第一号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>又は更生手続開始の申立てを行ったとき</p>
<p>法第二十八条の四第一項第二号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>(略)</p>	<p>二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日</p>
<p>立てに係る書面の写し</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)</p>	<p>立てに係る書面の写し</p> <p>二 (略)</p>

<p>法第二十八条の四第一項第二号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第二十八条の四第一項第一号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき</p>
<p>二 資本の額が政令で定める金額に満たなくなつた年月日</p> <p>二 資本の額が政令で定める金額に満たなくなつた理由</p>	<p>(略)</p>	<p>二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った年月日</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 株主総会の議事録</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 株主総会の議事録</p>	<p>理開始の申立てに係る書面の写し</p> <p>二 (略)</p>

<p>取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、主要株主である個人の法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>法第二十八号の四第一項第三号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>なつた理由 一 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた年月日 二 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた理由</p>	<p>一 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた日の日計表 二 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた日の純財産額を算出した書面</p>
---	------------	------------	---------------------------------------	---	--

<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人の法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>法第二十八号の四第一項第三号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>一 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた年月日 二 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた理由</p>	<p>一 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた日の日計表 二 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなつた日の純財産額を算出した書面</p>
--	------------	------------	---------------------------------------	---	--

<p>与、監査役若しくは執行役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号の規定に該当することとなつた場合</p>	<p>取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号の規定に該当することとなつた場合</p>	<p>与、監査役若しくは執行役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号の規定に該当することとなつた場合</p>
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

<p>取締役、執行役若しくは監査</p>	<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号の規定に該当することとなつた場合</p>	<p>若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号の規定に該当することとなつた場合</p>
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

<p>くは執行役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号ニの規定に該当することとなつた場合</p>	<p>取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号ホの規定に該当することとなつた場合</p>	<p>(略)</p>	<p>取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号ホの規定に該当することとなつた場合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一 該当者氏名又は名称 二・三 (略)</p>

<p>役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号ニの規定に該当することとなつた場合</p>	<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号ホの規定に該当することとなつた場合</p>	<p>(略)</p>	<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八号の四第一項第九号ホの規定に該当することとなつた場合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一 該当者氏名 二・三 (略)</p>

純財産額が資	(略)	取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八條の四第一項第九号トの規定に該当することとなつた場合	要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八條の四第一項第九号への規定に該当することとなつた場合
一 純財産額	(略)	(略)	(略)
一 純財産額が資本金の額に	(略)	(略)	(略)

純財産額が資	(略)	取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八條の四第一項第九号トの規定に該当することとなつた場合	ある個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八條の四第一項第九号への規定に該当することとなつた場合
一 純財産額	(略)	(略)	(略)
一 純財産額が資本の額に満	(略)	(略)	(略)

	<p>破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合</p>	(略)	<p>本金の額に満たなくなった場合</p>
(略)	<p>一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日</p> <p>二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った者の名称又は商号</p> <p>三 (略)</p>	(略)	<p>が資本金の額に満たなくなった年月日</p> <p>二 純財産額が資本金の額に満たなくなった理由</p>
一 株主総会の議事録その他	(略)	(略)	<p>満たなくなった日の日計表</p> <p>二 (略)</p>

定款を変更し	<p>破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合</p>	(略)	<p>本の額に満たなくなった場合</p>
(略)	<p>一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた年月日</p> <p>二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行った者の名称又は商号</p> <p>三 (略)</p>	(略)	<p>が資本の額に満たなくなった年月日</p> <p>二 純財産額が資本の額に満たなくなった理由</p>
一 株主総会の議事録	(略)	(略)	<p>たなくなった日の日計表</p> <p>二 (略)</p>

<p>た場合</p>	<p>(略)</p>	<p>役職員(役職員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合</p>	<p>役職員又は証券仲介業者若しくはその役員等の事故等の詳細が判明した場合</p>
	<p>(略)</p>	<p>一 (略) 二 事故等を惹起した役員又は証券仲介業者若しくはその役職員の氏名又は名称及び役職名 三 (略)</p>	
<p>必要な手続があったことを証する書面 二 (略)</p>	<p>(略)</p>		

<p>た場合</p>	<p>(略)</p>	<p>役職員又は証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合</p>	<p>役職員又は証券仲介業者若しくはその役員等の事故等の詳細が判明した場合</p>
	<p>(略)</p>	<p>一 (略) 二 事故等を惹起した役員又は証券仲介業者若しくはその役職員の氏名及び役職名 三 (略)</p>	<p>一 (略) 二 事故等を惹起した役員又は証券仲介業者若しくはその役職員の氏名及び役職名</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>		

(略)	名 三・四 (略)	(略)
-----	-----------------	-----

別表第六 (第四十八条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
証券業を廃止したとき	(略)	一 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面) 二・三 (略)
合併により消滅したとき	(略)	一 合併契約の内容を記載した書面 二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 三・四 (略)
(略)	(略)	(略)
合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	(略)	一 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に

(略)	三・四 (略)	(略)
-----	------------	-----

別表第六 (第四十八条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
証券業を廃止したとき	(略)	一 株主総会の議事録 二・三 (略)
合併により消滅したとき	(略)	一 合併の契約書 二 株主総会の議事録 三・四 (略)
(略)	(略)	(略)
合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	(略)	一 株主総会の議事録 二 (略)

<p>事業の全部又は一部を譲渡したとき</p>	<p>分割により事業の全部又は一部を承継させたとき</p>	
(略)	(略)	
<p>三 (略)</p> <p>二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>一 事業譲渡の契約書</p>	<p>三 (略)</p> <p>二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面</p> <p>一 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面</p>	<p>該当することを証する書面</p> <p>二 (略)</p> <p>一</p>

<p>営業の全部又は一部を譲渡したとき</p>	<p>分割により営業の全部又は一部を承継させたとき</p>	
(略)	(略)	
<p>三 (略)</p> <p>二 株主総会の議事録</p> <p>一 営業譲渡の契約書</p>	<p>三 (略)</p> <p>二 株主総会の議事録</p> <p>一 分割計画書又は分割契約書</p>	

証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十一号）

改正案		現行	
別紙様式第1号（第1条関係） (略) (第2面)		別紙様式第1号（第1条関係） (略) (第2面)	
(略)	(略)	(略)	(略)
2. 資本金の額	別添1のとおり	2. 資本の額	別添1のとおり
3. 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名	別添2のとおり	3. 取締役及び監査役の氏名	別添2のとおり
4. 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添2-2のとおり	4. 本店その他の営業所の名称及び所在地	別添3のとおり
5. 本店その他の営業所の名称及び所在地	別添3のとおり	5. 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類	別添4のとおり
6. 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類	別添4のとおり	6. 加入する投資者保護基金の名称	
7. 加入する投資者保護基金の名称		7. 加入する証券業協会の名称	
8. 加入する証券業協会の名称		8. 加入する証券取引所の名称又は商号	
9. 加入する証券取引所の名称		(記載上の注意) (略) (注意事項) (略)	

称又は商号

(記載上の注意)

(略)

(注意事項)

(略)

(別添1：資本金の額) 商号 (第3面)

資 本 金 額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本金の額を変更した場合には、第十一条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添2：取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名)

商号

(第4面)

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

取締役又は監査役(委員会設置会社にあつては、取締役又は執行役)に変更があつた場合には、第十一条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役(委員会設置会社にあつては、全取締役及び全執行役)の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添2-2：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称)

商号

(第4-2面)

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名

(注意事項)

会計参与に変更があつた場合には、第十一条による届出書に、本様式により作成した変更後の全会計参与の氏名又は名称及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(別添1：資本の額) 商号 (第3面)

資 本 金 額	年 月 日
千円	年 月 日現在

(注意事項)

資本の額を変更した場合には、第十一条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

(別添2：取締役及び監査役の氏名) 商号 (第4面)

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

取締役又は監査役に変更があつた場合には、第十一条による届出書に、本様式により作成した変更後の全取締役及び全監査役の氏名及び役職名を記載した書面(2部)を添付すること。

(新設)

(略)	(第 5 面)	(略)	(第 5 面)
(略)	(第 5 - 2 面)	(略)	(第 5 - 2 面)
(略)	(第 6 面)	(略)	(第 6 面)

(資産の部)	千円	(負債の部)	千円	(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
<u>流動資産</u>		<u>流動負債</u>		<u>流動資産</u>		<u>流動負債</u>	
現金・預金		トレーディング商品		現金・預金		トレーディング商品	
預託金		商品有価証券等		預託金		商品有価証券等	
顧客分別金信託		デリバティブ取引		顧客分別金信託		デリバティブ取引	
証券取引責任準備預託金		約定見返勘定		証券取引責任準備預託金		約定見返勘定	
その他の預託金		信用取引負債		その他の預託金		信用取引負債	
トレーディング商品		信用取引借入金		トレーディング商品		信用取引借入金	
商品有価証券等		信用取引貸証券受入金		商品有価証券等		信用取引貸証券受入金	
デリバティブ取引		有価証券担保借入金		デリバティブ取引		有価証券担保借入金	
約定見返勘定		有価証券貸借取引受入金		約定見返勘定		有価証券貸借取引受入金	
信用取引資産		現先取引借入金		信用取引資産		現先取引借入金	
信用取引貸付金		預り金		信用取引貸付金		預り金	
信用取引借証券担保金		顧客からの預り金		信用取引借証券担保金		顧客からの預り金	
有価証券担保貸付金		募集等受入金		有価証券担保貸付金		募集等受入金	
借入有価証券担保金		その他の預り金		借入有価証券担保金		その他の預り金	
現先取引貸付金		受入保証金		現先取引貸付金		受入保証金	
立替金		発行日取引受入保証金		立替金		発行日取引受入保証金	
顧客への立替金		信用取引受入保証金		顧客への立替金		信用取引受入保証金	
その他の立替金		先物取引受入証拠金		その他の立替金		先物取引受入証拠金	
募集等払込金		有価証券引渡票受入金		募集等払込金		有価証券引渡票受入金	
短期差入保証金		その他の受入保証金		短期差入保証金		その他の受入保証金	
発行日取引差入証拠金		有価証券等受入未了勘定		発行日取引差入証拠金		有価証券等受入未了勘定	
信用取引差入保証金		受取差金勘定		信用取引差入保証金		受取差金勘定	
先物取引差入証拠金		短期借入金		先物取引差入証拠金		短期借入金	
有価証券引渡票支払金		前受金		有価証券引渡票支払金		前受金	
その他の差入保証金		前受収益		その他の差入保証金		前受収益	
有価証券等引渡未了勘定		未払金		有価証券等引渡未了勘定		未払金	
支払差金勘定		未払費用		支払差金勘定		未払費用	
短期貸付金		未払法人税等		短期貸付金		未払法人税等	
前払金		繰延税金負債		前払金		繰延税金負債	
前払費用		賞与引当金		前払費用		賞与引当金	
未収入金		その他の流動負債		未収入金		その他の流動負債	
未収収益		流動負債計		未収収益		流動負債計	
繰延税金資産		固定負債		繰延税金資産		固定負債	
その他の流動資産		長期借入金		その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金	△	繰延税金負債		貸倒引当金	△	繰延税金負債	
流動資産計		退職給与引当金		流動資産計		退職給与引当金	
固定資産		その他の固定負債		固定資産		その他の固定負債	
有形固定資産		固定負債計		有形固定資産		固定負債計	
建物		引当金		建物		引当金	

器具備品 土地 無形固定資産 営業権 投資その他の資産 投資有価証券 出資金 長期貸付金 長期差入保証金 長期前払費用 繰延税金資産 その他 貸倒引当金 固定資産計 繰延資産 創立費 繰延資産計	△	証券取引責任準備金 引当金計	
		負債合計	
		(純資産の部) 株主資本 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 新株予約権	△
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

器具備品 土地 無形固定資産 営業権 投資等 投資有価証券 出資金 長期貸付金 長期差入保証金 長期前払費用 繰延税金資産 その他の投資等 貸倒引当金 固定資産計 繰延資産 創立費 繰延資産計	△	証券取引責任準備金 引当金計	
		負債合計	
		(資本の部) 資本金 新株式払込金(又は新株式申 込証拠金) 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 任意積立金 ×××積立金 当期末処分利益(又は当期 未処理損失) (うち当期純利益(又は当 期純損失)) (新設) その他有価証券評価差額金 自己株式	△
		資本合計	
資産合計		負債・資本合計	

(2) 損益計算書

年月日から
年月日まで

科目	金額	
	千円	千円
営業収益		
受入手数料		×××
委託手数料	×××	
引受け・売出し手数料	×××	
募集・売出しの取扱手数料	×××	
その他の受入手数料	×××	
トレーディング損益		×××
株券等トレーディング損益	×××	

(2) 損益計算書

年月日から
年月日まで

科目	金額	
	千円	千円
営業収益		
受入手数料		×××
委託手数料	×××	
引受け・売出し手数料	×××	
募集・売出しの取扱手数料	×××	
その他の受入手数料	×××	
トレーディング損益		×××
株券等トレーディング損益	×××	

	債券等トレーディング損益	×××	
	その他のトレーディング損益	×××	
	金融収益		×××
	営業収益計		×××
	金融費用		×××
	純営業収益		×××
	販売費・一般管理費		×××
	取引関係費	×××	
	人件費	×××	
	不動産関係費	×××	
	事務費	×××	
	減価償却費	×××	
	租税公課	×××	
	貸倒引当金繰入れ	×××	
	その他	×××	
	営業利益（又は営業損失）		×××
	営業外収益		×××
	営業外費用		×××
	経常利益（又は経常損失）		×××
特別損益の部	特別損益		
	前期損益修正益	×××	
	臨時利益	×××	
	証券取引責任準備金戻入	×××	
	×××	
	特別利益計		×××
	特別損失		
	有価証券評価減	×××	
	前期損益修正損	×××	
	臨時損失	×××	
証券取引責任準備金繰入れ	×××		
.....	×××		
特別損失計		×××	
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
	法人税、住民税及び事業税		×××
	法人税等調整額		×××
	当期純利益（又は当期純損失）		×××

	債券等トレーディング損益	×××	
	その他のトレーディング損益	×××	
	金融収益		×××
	営業収益計		×××
	金融費用		×××
	純営業収益		×××
	販売費・一般管理費		×××
	取引関係費	×××	
	人件費	×××	
	不動産関係費	×××	
	事務費	×××	
	減価償却費	×××	
	租税公課	×××	
	貸倒引当金繰入れ	×××	
	その他	×××	
	営業利益（又は営業損失）		×××
	営業外収益		×××
	営業外費用		×××
	経常利益（又は経常損失）		×××
特別損益の部	特別損益		
	前期損益修正益	×××	
	臨時利益	×××	
	証券取引責任準備金戻入	×××	
	×××	
	特別利益計		×××
	特別損失		
	有価証券評価減	×××	
	前期損益修正損	×××	
	臨時損失	×××	
証券取引責任準備金繰入れ	×××		
.....	×××		
特別損失計		×××	
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
	法人税等		×××
	法人税等調整額		×××
	当期純利益（又は当期純損失）		×××
	前期繰越利益（又は前期繰越損失）		×××
	×××積立金取崩額		×××
	当期未処分利益（又は当期未処理損失）		×××

(削る)

(3) 利益処分計算書

年 月 日

科 目	金 額	
	千円	千円
当 期 未 処 分 利 益		×××
××× 積立金取崩額		×××
別 途 積 立 金 取 崩 額		×××
計		×××
利 益 処 分 額		
利 益 準 備 金	×××	
配 当 金	×××	
役 員 賞 与 金	×××	
××× 積立金	×××	
別 途 積 立 金	×××	
計		×××
次 期 繰 越 利 益		×××

(削る)

(4) 損失処理計算書

年 月 日

科 目	金 額	
	千円	千円
当 期 未 処 理 損 失		×××
損 失 処 理 額		
××× 積立金取崩額	×××	
別 途 積 立 金 取 崩 額	×××	
利 益 準 備 金 取 崩 額	×××	
資 本 準 備 金 取 崩 額	×××	
計		×××
次 期 繰 越 損 失		×××

(3) 株主資本等変動計算書

(新設)

株主資本		
資本金	前期末残高	×××
	当期変動額 新株の発行	×××
	当期末残高	×××
資本剰余金		

資本準備金	前期末残高	XXX
	当期変動額 新株の発行	XXX
	当期末残高	XXX
その他資本剰余金	前期末残高及び当	
	期末残高	XXX
資本剰余金合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	XXX
	当期変動額 剰余金の配当に伴う積立て	XXX
	当期末残高	XXX
その他利益剰余金		
XX 積立金	前期末残高及び	
	当期末残高	XXX
繰越利益剰余金	前期末残高	XXX
	当期変動額 剰余金の配当	△XXX
	当期純利益	XXX
	当期末残高	XXX
利益剰余金合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
自己株式	前期末残高	△XXX
	当期変動額 自己株式の処分	XXX
	当期末残高	△XXX
株主資本合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	XXX
	当期変動額(純額)	XXX
	当期末残高	XXX
繰延ヘッジ損益	前期末残高	XXX
	当期変動額(純額)	XXX
	当期末残高	XXX
評価・換算差額等合計	前期末残高	XXX

	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX
新株予約権	前期末残高	XXX
	当期変動額(純額)	XXX
	当期末残高	XXX
純資産合計	前期末残高	XXX
	当期変動額	XXX
	当期末残高	XXX

(4) 附属明細書
(略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1)~(4) (略)

(5) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。また、会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合についても、当該みなし決議の事項の要旨を簡潔に記載すること。

(6) 役員及び使用人の状況

① (略)

② 役員の場合

当期末現在における取締役、会計参与、監査役及び執行役について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

(7)、(8) (略)

(9) 業務の状況

(略)

① 有価証券の売買等の状況

イ (略)

ロ 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第5号に規定する出資証券、同項第5号の2及び第5号の3に規定する優先出資証券並びに同項第7号の2に規定する投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第7号に

(5) 附属明細書
(略)

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1)~(4) (略)

(5) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(6) 役員及び使用人の状況

① (略)

② 役員の場合

当期末現在における取締役及び監査役について記載すること。なお、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、監査役にあつては、「兼職の状況」の欄の記載を要しない。

(7)、(8) (略)

(9) 業務の状況

(略)

① 有価証券の売買等の状況

イ (略)

ロ 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第5号に規定する出資証券、同項第5号の2及び第5号の3に規定する優先出資証券並びに同項第7号の2に規定する投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第7号に

規定する投資信託の受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第5号の3及び第6号に掲げる有価証券（株券及び同項第5号の3に規定する優先出資証券を除く。）に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第8号に掲げる有価証券に係るものを記載し、同項第9号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること（④、⑤及び⑦並びに⑪において同じ。）。

ハ～ホ （略）

②～⑦ （略）

(10)、(11) （略）

2 経理の状況

(1) 一般的事項

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(2) 貸借対照表

① 貸倒引当金

流動資産又は投資その他の資産に対する控除項目として、一括して記載すること。

②・③ （略）

④ 積立金

（略）

(3) 損益計算書

特別利益又は特別損失については、それらを示す名称を付した科目をもって記載すること。

(4) 株主資本等変動計算書

① 各項目について期中における変動がない場合には、「前期末残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

② その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

③ 各合計額の記載は省略することができる。

④ 株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があるときは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。こ

規定する投資信託の受益証券に係るものを、「新株引受権証書」の欄には同項第5号の2から第6号に掲げる有価証券（株券並びに同項第5号の2及び第5号の3に規定する優先出資証券を除く。）に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第8号に掲げる有価証券に係るものを記載し、同項第9号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること（④、⑤及び⑦並びに⑪において同じ。）。

ハ～ホ （略）

②～⑦ （略）

(10)、(11) （略）

2 経理の状況

(1) 一般的事項

貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(2) 貸借対照表

① 貸倒引当金

流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。

②・③ （略）

④ 任意積立金

（略）

(3) 損益計算書

① 特別利益及び特別損失

当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。

② 積立金取崩額

「×××積立金取崩額」の欄には、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額を記載すること。なお、一定の目的のために留保した利益のその目的外の取崩しの額又は別途積立金の取崩しの額は、利益処分計算書又は損失処理計算書の該当欄に記載すること。

(4) 利益処分計算書

一株当たり配当金額を注記すること。また、記念配当を行った場合には、その旨を注記すること。

これらの場合、株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。

(5) (略)

(5) (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第3号（第33条第1号関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">関係会社に関する報告書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 関係会社の状況 (1)・(2) （略）</p> <p>(3) 親会社、子会社及び関連会社の最近事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（連結財務諸表（連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）をいう。）を作成している場合にあつては、当該連結財務諸表を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別の事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。</p>	<p>別紙様式第3号（第33条第1号関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">関係会社に関する報告書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 関係会社の状況 (1)・(2) （略）</p> <p>(3) 親会社、子会社及び関連会社の最近事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書（連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書をいう。）を作成している場合にあつては、当該連結財務諸表を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別の事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。</p>